

〇〇 会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦融和をはかり、介護予防や健康の維持増進に努め、地域社会に貢献することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する次の者とする。

- (1) 市内在住の65歳以上の者
- (2) その他、入会を希望する者

(活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 運動を通じた健康づくり・介護予防に関する活動
- (2) 正しい栄養の摂取や食生活改善に関する活動
- (3) 口腔機能の向上に関する活動
- (4) 認知症予防に関する活動
- (5) 前1号～4号以外で、健康づくり・介護予防に関する活動()

(役員)

第5条 本会の役員は、次のとおり選出する。

- (1) 代表 1名
- (2) 会計 1名

(職務)

第6条 会長は会務を総括する。

2 会計は本会の経理を担当する。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第7条 本会の経費は、会費及び補助金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、1人あたり年額〇〇〇円(月額〇〇円)とする。

3 会費の納入は、原則として年度当初に納めるものとする。(又は〇月、〇月、〇月に分納する。)

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第9条 会則の改正については、全会員の過半数の同意を必要とする。

附則

本会則は、平成〇〇年〇月〇日より適用する。